

第4章 防災計画

1. 防火対策

(1) 火災時の課題

ア 当該文化財の燃焼特性

当該建造物は北棟が鉄骨煉瓦造、南棟が鉄筋コンクリート造であることから、建造物自体の燃焼特性は低い。

イ 延焼・類焼の危険性

山町筋は明治33(1900)年6月の大火後(表4-01)、防火性能の向上を目的として土蔵造りで再興した歴史を持つ保存地区である。保存地区内では屋外消火栓が不足なく整備されているところに、更なる防災力の強化を図るため、防災施設や防火水槽等を追加整備してきたが、付属屋の多くが真壁造りで軒裏や垂木が本部現しとなっていることや連続して町家が建ち並んでいること等から、保存地区全体として防災性能が万全であるとは言い切れない。

上記の通り、当該建造物自体の燃焼特性は低いですが、各開口部については、北棟で鋼製シャッターを有するものの木製建具が主であること、南棟は鋼製サッシやアルミサッシとはなっているものの、それぞれ防火設備の採用がなされていない。

当該建造物の北側と東側は幅員5m以上の道路に面しているため大きな問題はないが、西側は隣地であり木造の町家が建つ。さらに隣地と南棟の距離は5m未満であるため、延焼のおそれのある部分に該当しており、延焼・類焼の危険性がある。

ウ 防火管理の状況と課題

現在は高岡市が防火管理を行っている。当該建造物は基本的に無人であるが、自動火災報知設備の感知器が発報した際は、登録された担当部局の電話番号に通知が来る体制となっている。

2. 防火管理計画

(1) 防火管理者の氏名及び連絡先

現在の防火管理者を下記に示す。

〒933-8601

富山県高岡市広小路7番50号

高岡市市長政策部都市経営課

電話：0766-20-1226

公開活用にあたっては、高岡市と事業者が協議の上、防火管理者を定めるものとする。

表 4-01 50 戸以上の被害をもたらした火災履歴（明治以降）

出火年月日	出火時刻 鎮火時刻	天 候	焼失戸数	摘 要
明治 11(1878) 年5月 21 日	午前1時	—	80 潰家 20	木舟町失火、小馬出町に延焼
明治 12(1879) 年3月3日	午前1時 午前3時	西風烈し	2,000	神社1、寺院 23、学校1、木舟町失火
明治 15(1882) 年7月8日	午前1時	西南風強	230	千木屋町失火、梶原淵町・立横町・袋町・小馬出町・坂下町・横町・平米町に延焼
明治 21(1888) 年4月 17 日	午後0時	北風	200	城道失火、定塚町一丁目より三丁目まで
明治 22(1889) 年4月 28 日	午前1時 午前4時半	—	74	坂下町失火
明治 24(1891) 年5月 10 日	午前 11 時	西南風	78	学校1、神社1、寺院2、木町失火
明治 24(1891) 年9月2日	午前2時半	—	50	源平坂屋町失火
明治 33(1900) 年6月 27 日	午後2時 午前0時	西南の烈風	3,589 半焼 25 破壊 30	官衙3、学校1、神社2、寺院 25、銀行会社 13、死者7、負傷者多数
明治 44(1911) 年5月9日	午後1時	西南風	96	梶原町失火、立横町・袋町・上桶屋町に延焼

(出典：高岡市「金屋町伝統的建造物群保存地区防災計画報告書」(平成 29 (2017) 年3月))

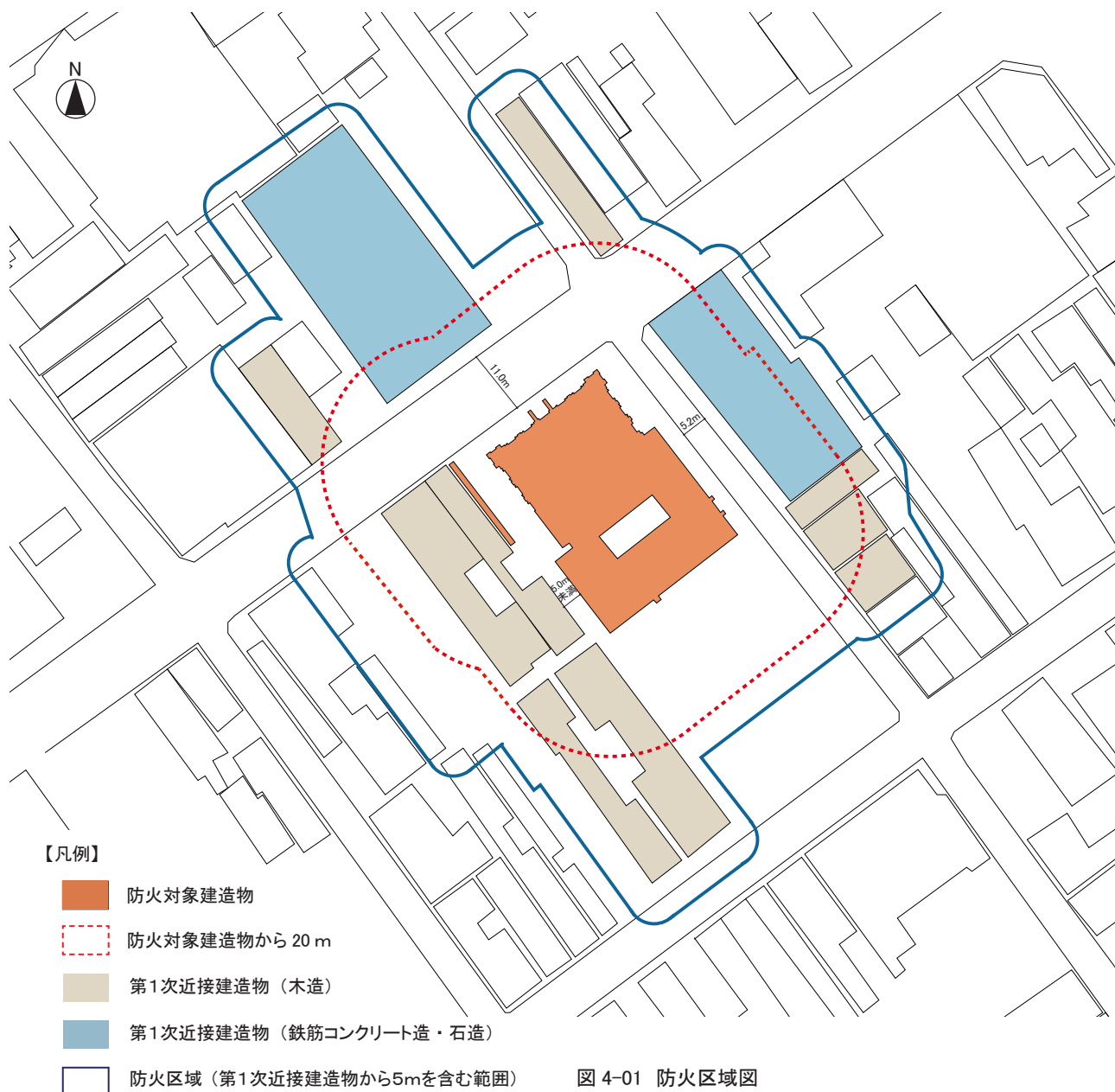


図 4-01 防火区域図

(2) 防火区域の設定

防火管理区域は、当該建築物の防火のために配慮を要する部分であり、周囲 20 m の範囲と近接建築物等の周囲 5 m の範囲、並びにその間の最少範囲を合わせた区域とする（図 4-01）。

(3) 防火環境の把握

今後の公開活用の方針に併せて消防計画を定める予定であるが、防火管理者は消防機関へ報告、または届け出た書類及び防火管理業務に必要な書類等を消防計画と一括して整備し、防火管理維持台帳に保管する。また、防火対象物の点

検を行った結果は、防火管理維持台帳に記録するとともに、これを保存する。

(4) 防火対策

ア 予防措置

当面の間は、火災のリスクを減らすため、火気を使用しない。

公開活用で火気を使用する場合は、文化財的価値の高い部屋を避け、室内の内装を不燃材料で被覆する等の検討が必要である。

イ 警備

現在、警備設備は導入されていない。

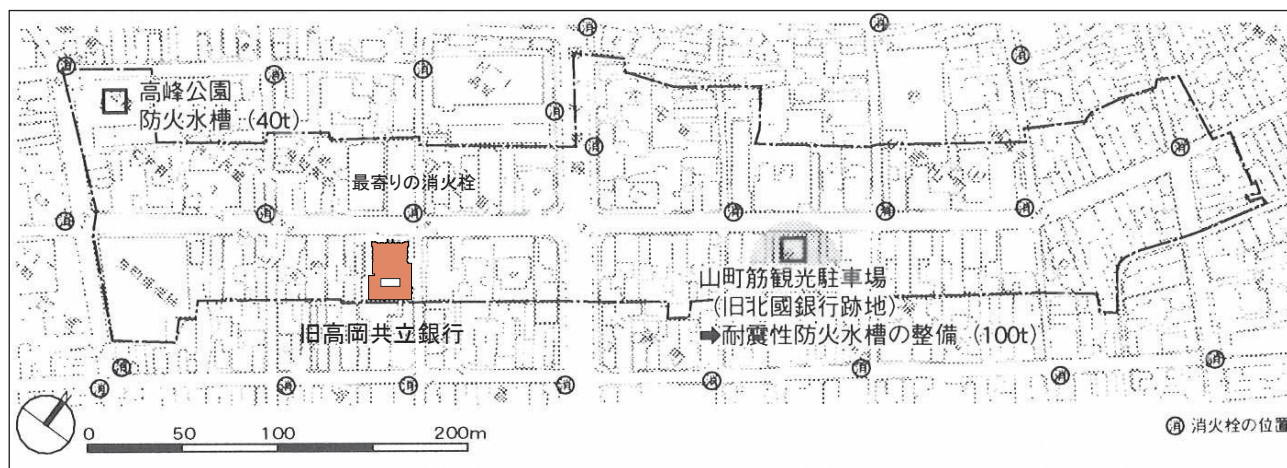


図 4-02 防火水槽と公設消火栓の位置図

今後は運営体制、開館状況等に応じて、高岡市と事業者が協議の上、警備設備の導入を検討する。

ウ 安全対策

現在は北棟正面玄関、東側出入口、南棟通用口が避難口である。

公開活用後は、避難経路となる廊下・階段・出入口・敷地内通路には障害となる物品は置かないようにし、安全な動線を確保する。

エ 消火体制

前述したとおり、当面の間、人が常駐する想定ではない。高岡市の担当部局は車で約7分の位置にある高岡市役所内で執務を行っているため、初期消火に当たることは難しい。

そのため、保存地区内の地元住民らで組織される自衛消防組織・土蔵造り町並み消防隊と初期消火について連携を取る必要がある。

所管消防署（高岡市消防本部高岡消防署）は車で約5分の場所に位置し、当該小学校区を担当する消防団（高岡方面平米分団）は車で約4分の場所に位置するため、本格消火の体制は比較的恵まれている（図 4-02）。

当該建造物近隣の消防水利については、屋外消火栓が不足なく整備されており、保存地区の西側にある高峰公園内に 40 t の防火水槽がある等、整っている。

また、主要地方道高岡・氷見線を越え、保存地区の東側になるが、平成 14（2002）

年には、100 t の耐震性防火水槽を地区住民用の一次避難場所として利用できる広場（平時には観光用の駐車場）に整備した。その際、土蔵造り町並み消防隊の詰所と可搬ポンプ、隊員服、ヘルメット等の資機材を備えた総合防災拠点施設も建設した（図 4-02）。

公開活用に際しては、高岡市と事業者が協議の上、消火体制を定めるもととする。

オ 防火訓練

公開活用後は、毎年1月 26 日の文化財防火デーに併せて保存地区内で実施されている消防訓練に参画することも検討する。

3. 防災設備計画

現在、当該建造物の用途は事務所であり、必要な消防設備は整えられている（図 4-03）。

今後の活用によって決まる建物用途を踏まえて、原則、新たなに消防設備を設けることとなる。しかし、当該建築物の事情により、消防設備の設置が困難である場合、消防法施行令第 32 条に基づき、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると消防長又は消防署長が認めるとき、消防設備等の基準を適用しない。今後の計画において、所管消防署との協議が必要である。

また、消防設備計画に当たっては、利用者等の安全性を考慮し、文化庁「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」（令和元（2019）年）に準じ

た総合的な防火対策を講じることが望まれる。

(1) 火災警報設備

今後の公開活用の内容に併せて整備を行う。

(2) 消火設備

今後の公開活用の内容に併せて整備を行う。

(3) 避雷設備

建築基準法第 129 条の 14 に該当する建造物ではないため、公開活用の際は既存の避雷設備の撤去を検討する。

(4) 保守管理

各種設備の維持管理については、専門業者に委託し、消防法に定められた法定点検を年1回実施する。建造物、火気使用設備器具及び消防設備等の自主点検については次のように実施する。火気器具、閉鎖障害等の点検については毎日実施し、消防用

設備等の自主点検については定期的の実施する。

また、電気火災予防措置として電気設備機器の日常的な巡視点検を行うと共に、測定器具などを使用した接地抵抗測定、絶縁抵抗測定、保護継電器装置の動作試験などを含む定期点検を年1回程度実施する。

4. 防犯対策

(1) 事故履歴と課題

過去の盗難・毀損等による事故履歴については不明である。

(2) 事故発生防止のための方針と対策

今後の公開活用に際しては、高岡市と事業者が協議の上、夜間の機械警備の導入を検討する。

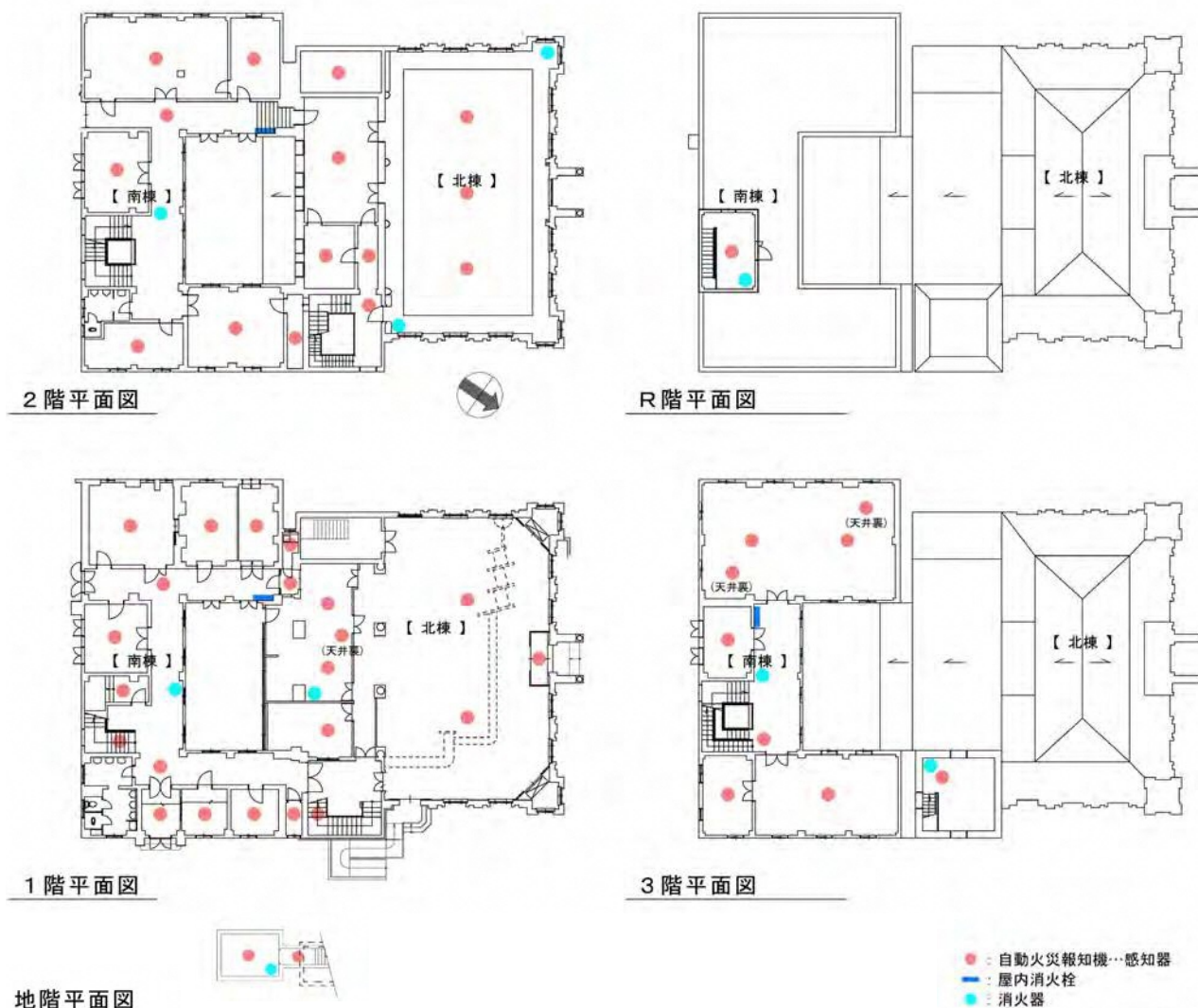


図 4-03 現状の消防設備図